

## 令和4年度 定期監査実施方法の変更について

## 1 変更点

内容	変更前（令和3年度）	変更後
実施方法	対面監査、書面監査を全部局実施	<u>対面監査を隔年で実施</u> （書面監査は全部局対象）
監査対象期間	現年度4月～9月（一部、前年度）	<u>前年度（一部、現年度）</u>
対面監査時期	10月27日～11月24日	11月中
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月23日：日程通知</li> <li>・ 9月29日：監査資料等の詳細通知</li> <li>・ 10月20日：監査資料提出〆切</li> <li>・ 10月27日～11月24日：対面監査</li> <li>・ 11月～1月：書面監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月26日：日程通知</li> <li>・ 9月下旬：監査資料等の詳細通知</li> <li>・ 10月末頃：監査資料提出〆切</li> <li>・ <u>11月上旬～：監査対象書類の提出</u> <u>（対面監査の3日前まで）</u></li> <li>・ 11月中：対面監査</li> <li>・ 11月～1月：書面監査</li> </ul>

## 2 対面監査実施年度

## ○令和4年度

防災危機対策局 財務部 人権生活環境部 健康福祉部 市民病院 教育委員会 市議会事務局 監査委員事務局

## ○令和5年度

デジタル自治推進局 総務部 企画振興部 地域連携部 産業振興部 建設部 消防本部 上下水道部 出納室 農業委員会事務局

※ 必要に応じて、対象でない所属に対面監査をお願いする場合があります。